(1) 計画策定の趣旨

(2) 計画の位置づけ

な

(3) 計画期間

(4) 計画の推進体制

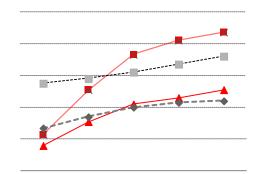
き

消費生活相談の状況

ツトネけ

• け に

		19 歳以下	20 歳代
	1	デジタルコンテンツ	デジタルコンテンツ
		(59.9%)	(19.4%)
	2	テレビ放送サービス	不動産貸借
 		(3.6%)	(10.9%)
Γ,	3	携帯電話サービス	
`		(2.2%)	(9.0%)
ッジ			ツトネ





- インターネットを使った消費トラブルへの対応強化
- 高齢者への情報提供・注意喚起の徹底

消費生活に関する県民意識

ら け

とにょ に

つじけきつ

- 消費者市民社会の意義についての理解促進
- 〇 実践的な消費者教育の実施

体系的推進のための取組の方向

① 各ライフステージでの体系的な実施

② 消費者の特性・場の特性に応じた配慮

- ③ 消費者教育を行う多様な主体の連携・協働
- ④ 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携

- ◎ 県が重点的に取り組むテーマ
- 1 高校生・大学生を中心とした若年者 に対する消費者教育の推進
- 2 地域一体となった高齢者の消費者 被害の防止
- 3 消費者教育の担い手育成

- (1) 様々な場における消費者教育の実施
 - ① 小・中・高等学校等

② 大学・専門学校等

③ 地域社会

ツく きっトネ

4) 家庭

ツ トネ く

- ⑤ 職域
- (2) 消費者教育の担い手育成

(1) 市町村消費者教育推進への支援

(2) 地域における関係機関の連携への支援

トネ